

あさひ



＜ 最終走者横山君の手によつて新潟県境へ向かう聖火 ＞

聖火東京を目ざして

“オリンピックの火” 聖火は秋晴れの十月二日午後二時過ぎ、赤川橋にて入善町の最終走者より朝日町の第一走者に引継がれ、歓迎者約一、五〇〇人の歓声の中を花火の合図に当町内を一六一人の若人の手で県境へとひた走る。

コバルト色の聖火は、日本海の潮風に白煙をなびかせながら、最終走者泊高三年横山君

の手に奉持され県境の境橋へ、六〇〇人余の歓迎者の拍手と声援のもとに無事引継式を終え、無事新潟県へ、聖火は一路東京へと走り去る。

まもなく東京の空に平和の火としてオリンピック開催期間中燃えさかることを願つて。聖火を見ようと朝日町内の歓迎者は約七、〇〇〇人余でした。

議会だより

第五回朝日町議会定例会(第一日)九、二一
議案第十三号 工事請負契約の件

(草野・大家庄線街路改良工事)

議案第十四号 町道路線認定及び変更の件
以上二件原案どおり可決、次に、

議案第一号 昭和三十八年度朝日町一般

会計才入出決算

議案第二号 昭和三十八年度朝日町国民

健康保険特別会計才入出

決算外

議案第三号 第十二号までの各特別会計才入出決算を一括議題とし、説明、質疑後それぞれ常任委員会に付託されて第一日の会議は終る。

第五回朝日町議会定例会再開(第二日)九、二六

昭和三十八年度会計決算及び町政に対する一般質問、決算に対する各常任委員長報告後議案第一号から議案第十二号までの昭和三十八年度一般会計及び特別会計才入出決算に対する表決の結果認定可決。

本会において正副議長及び監査委員の私約京代並びに任期満了による常任委員の改選が行なわれることになつてしたが、議会内部の調整上十月二十日を限度として延期される。また教育委員二名が任期満了になるのでこの改選もあることとなつていたがこれも行なわれなかつた。

町民体育大会は地区ごとで

この程開かれた区長会、地区体育協会長の合同会議において、町民体育大会の開催について話し合つた結果、各地区町民の意見等を考慮し、隔年おきに中央で開催することに決定しました。

本年は中央で行なわず、地区町民体育大会をもつて朝日町民体育大会とすることとし、開催する地区に対しては大会の運営費の一部として若干経費を交付することになりました

重度精神薄弱児

一人に月額千円を支給

重度精神薄弱児扶養手当法は七月二日法律第百三十四号をもって公布され、九月一日から施行されました。

今まで精神薄弱児に対してとってきた福祉施策をみますと、母子保健対策によつて精神薄弱児の出生を防止するとともに、不幸にして精神薄弱児になつた児童については児童相談所を通じて相談指導、在宅指導、精神児施設、里親制度を活用しての援護を行なつていきました。しかし、精神薄弱児の福祉を増進するためには、諸施設の内容を充実するとともに、精神薄弱児が家庭で介護されている場合、在宅指導を強化するほか、特に重度精神薄弱児の父母その他の養育者に対し国が特別の手当を支給することによつて、精神薄弱児対策の一步前進を図る必要があるのではなからうか。以下同法の概要です。

重度精神薄弱児とは二十才未満であつて、精神の発達が遅れているため、日常生活において常に他人の介護を要する程度の状態にある者。

支給要件は、重度精神薄弱児の父、母がその重度精神薄弱児を監護しているとき、父母がいないかまたは父母が監護しない場合において、その重度精神薄弱児の父母以外の者がその重度精神薄弱児を養育するとき父、母または養育者に対し手当を支給する。

支給制限は重度精神薄弱児は日本国民でないとき、父、母の死亡について支給される公的年金給付を受けているとき、父、母または養育者が日本国民でないとき、国民年金法に基づき福祉年金及び児童扶養手当法の扶養手当以外の公的年金給付を受けているとき、前年における県民税の所得割の課税対象所得金額が二十万円をこえたとき、児童一人に三万円の控除。

手当額と支給期間は重度精神薄弱児一人につき月額千円を支給することとし、支給期間は認定請求を行なつた日の翌月から支給事由の消滅した日の属する月まで原則とする。

支払期月は毎年一月、五月、九月の三期に前月までの分を支払うことにしています。認定請求の受け付けは民生課で行なつておりますから、この制度の利用について民生委員、民生課にお問い合せください。

(民生課)

大家庄の昔日

七月の炎天について、二十四日午後我われ一行は大家庄へと車を進めた。

大家庄は朝日町で最も古く拓かれ文化政治の中心地であった。従つて歴史的にも幾多の話題が残されている。

大家庄は昔時尾井庄とも云い、ま
オンシヨ
た御所とも稱した。

大彦命の一族吏部民がこの地に來り郷を成し、後左大臣魚名六世の孫藤原利仁の第三の子井口三郎光義の一族がここに住居してその勢力をほしいままにしたという。

大家庄には不動堂、金山、井ノ口下山新、三枚橋（昔時三味堂村と称す）等の地名がある。

金川は往時八千堂字を有し、寺院多く大市街であつたが、天長（約千五百年前）地震のため池の原の山崩れがあつて、水魔による土砂の流出で全村埋没したという伝説がある。それからあらぬか今でも土中から古い土器や木石（化石）が堀り出されている。

井口城趾は井ノ口にあつて、建武二年名越時兼が居住したという。今から約六百三十年前のことである。その後館彈正の居城となつたが、天文十二年上杉謙信の兵亂に落城した。井ノ口に館跡と呼稱し現在地名が残っている。

天香寺はこの地方で最も古く、遠く弘安のころ徳紹和尚（弘安五年四月八日死亡）相州鎌倉建長寺門派として本寺を建て、その後十二代を經て元和九年総持寺十七世骨山怒徹和尚禪師が入山した。

この人こそ天香寺中興の名僧である。以来二十六代、また開山徳紹和

尚から数えて三十八代目が現在の房雄和尚であるから、約六百八十余年を閲し、清水寺とともに地方稀にみる古刹である。

天香寺は元大家庄門前地にあつて、大伽藍であつたが、火災にあい焼失し、巖秀悦和尚の時代に現在の地坊田に移されたものである。

古杉につつまれ、山門仏殿皆古色豊かに自ら古刹の風格を感じさせる。

この寺の第一の宝仏である薬師瑠璃光如来は木彫座像で蓮弁には鮮青

が着色されている。十厘くらいの小
 仏像で、気品高く優れた作で、鎌倉
 時代の作と思われる。

寺の縁起によれば、井口城落城のとき、城主館弾正（縁起には館付尉とあるが弾正の誤り？）の家老井口藏人が弾正の守護仏であった薬師瑠璃光如来を大香寺へ納めた。

しかるに後年災害にあい寺院が焼失したので、仏像の行方が不明になつていたところ、延宝三年九月七日元の地（門前地）にある「井戸より掘り上げ安置せよ」との夢のお告げがあつて掘り上げ、現在の仏殿に安置されたと記されてあり、宗教上からみても田緒深い尊い仏像である。

金箔塗の円満優雅な座像で、挟侍に日光、月光仏を配し、周囲に十二神将が彫まれ、日光月光仏とともに彩色が施されている。江戸時代の作で、仏合龍には元禄五年と朱色で書き入れている。

仏、龍の兩脇右に八幡、左に不動の尊像が安置され、神仏混行の昔を偲ぶことができる。

なお他に大井家から寄贈されたという屏風一双がある。二十四孝を画いた極彩色のもので二十四枚が張られている。江戸時代の作であろう。その他古文書等古い文獻や物件が無

いのけいささかさびしい。ただ墓地内に古い五輪の塔がある。心無しに塔は上下分散されているが、集めて組立てれば立派にでき、寺の歴史を裏付けする大切な資料の一つにもなるであらう。

また朝日町十村役であつた大井四郎左衛門の墓がある。

初代大井四郎左衛門は能登の出身で、寛永十一年十一月加賀藩の十村役（武士の補助）として、加賀の国

金沢から朝日地方六十三カ村の支配者として殿村（山崎村殿村）に來り

翌十二年肝煎の創設とともに、新
製の平十村（郡）改作両奉行の監督

下の自主性ある自治公共の執行機関）役となり、承応三年七月御扶持人十村に昇格のまま同一地方を支配し、萬治元年代官（租税徴収）を兼任し、加賀藩特有の十村制度の十

村代官となった（十村について「日本歴史」第一六五号野島二郎氏執筆の「加智藩制度」参照）。

またこの人のときに、この殿村がこの地区の親村として「十村」と呼ば

農業経営形態の推移

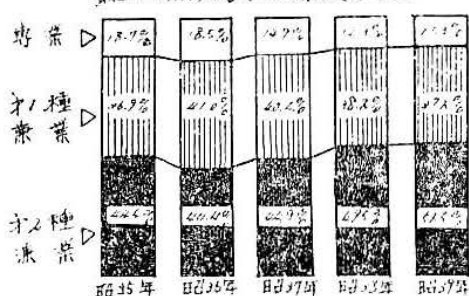
る。

兼業化する農家

町の専業兼業別農家の動きは、昭和三十五年においては四六二戸（一八・七％）の専業農家が昭和三十九年には二七二戸（一一・三％）と激減、第一種第二種兼業と農家へとそれぞれ移行している。

兼業農家

最近五年における専断別荘家数の割合



(統計係)

れていたが、官職名と同一であるのは不当であるというので「殿村」と改称せしめたと伝えられている。

近世の開拓者朝日町初代の十村代官大井四郎左エ門も命つきて延宝六年七月病死、二代大井四郎左衛門は元和元年十二月早世したが、男子相続人がなく、二代にして十村役としての大井家は断絶したのである。

殿町の大井家には、槍（錆びていて作者不詳）及び兼房の作という小刀が一振保存されている。

我われは山崎地区及び大家庄地区に残された調査を次回に譲り、房雄和尚の厚意に謝し山門を出た。時は午後六時。

夕暮れを告ぐる寺院の鐘はいづくともなく響き、小川の水面に遠く流れた。

柳南亭

柳南亭

お
わ
び

前回笹川の記事中、「正覚寺本堂は明治初期の再建」とあるを「江戸中期に再建」、また「同時の庭園は明治中期の茶人」とあるを「江戸末期の茶人」と訂正いたします。

国民健康保険だより

秋も深まり種々の病気の起こり易い季節となりました、この時期に一番多くの人が悩まされる流行性感冒について申し上げますと、定義はむづかしくはつきりしていないようですが、大体外界の温度と身体との調子に狂いが生じたとき、また感冒の流行の時期に映画館や多数の人が密集している所で感冒患者の口から排出する病原体（インフルエンザウイルス菌）を自分が吸い込んだ（潜伏期間二十四時間と七十四時間位）ことによって発生するものと、うたわれております。

但し体力の強い人は発生しない場合もあります。
この予防としてはなんと
いっても予防接種が第一で
あります。

この予防接種の効果は接種後二週間から三週間で効果があらわれます。だから流行に備える場合ははやめに接種を受けることです。

第二の予防として「うがい」や「マスク」について申し上げますと、いろいろな

細菌やホコリまたウエレ
ス菌を呼吸と共に吸い込ま
ないようにするために「ま
すく」が必要であります。

また呼吸と共に吸い込み、自分のノドの粘膜に附着しているいろいろな細菌やホコリを洗い流すために「うがい」を行なうのであります。

またこのような「病氣」に強くなるために一般的な対策として

- ①日頃から栄養に気をつけ過勞をさけること。
- ②汗をかく場合後始末を充分にすること。
- ③皮膚の働きをよくするために冷水摩擦を行なうことと秋になって毎日冷水摩擦がむつかしいとすれば入浴後冷水を浴びることも方法であります。

「かぜ」は万病のもとでありますから充分ご留意ください。

大家庄診療所長 醫師 伊東憲一
山崎診療所長

朝 監 第 19 号

監 査 結 果 の 公 表 に つ い て

昭和39年8月20日

朝日町監査委員 坂 口 良 造 松 原 三 郎

総 務 課 (1)

地方自治法第199条第3項の規定に基づき、朝日町総務課の監査を行なったのでその結果を次のとおり公表する。

1. 監査月日

昭和39年8月5日

2. 事務の分掌

当課における主な事務は次のとおりで、課長外10名、連絡所勤務3名(内2人は臨時雇)助手5名(内1人休職)消防署員7名、計30名で担当している。

主 な 事 務

- 1) 公印の管守
- 2) 庁内及び他行政機関並びに公的諸団体との連絡調整及び町内会に関する事。
- 3) 人事、給与、職員共済、職員研修及び厚生関係。
- 4) 選挙関係
- 5) 戸籍事務(住民登録、人口動態、外国人登録、印鑑登録証明等を含む。)
- 6) 条例、規則、規程及び公告式に関する事。
- 7) 事務及び行政機構の改善。
- 8) 町政運営の総合企画及び総合開発関係。
- 9) 重要文書の保管。
- 10) 庁内の取り締り及び当直関係。
- 11) 自衛官の募集。
- 12) 消防関係。
- 13) 公平委員会及び人権よう護委員に関する事。
- 14) 財政関係。
- 15) 町有財産並びに营造物の取得管理及び処分。
- 16) 食糧配給関係。
- 17) その他、他の課の主管に属しない事項。

3. 事務処理について

概ね良好と認めるが、財産台帳整理について若干欠ける点があったので注意を要する。

4. 予算の執行状況

昭和38年度会計 総務課所管関係

歳 出

款	項	予算現額	執行額	未執行額	執行率
(2)	役 場 費	38,471,928	38,468,759	3,169	99.9%
1.	役 場 職 員 費	35,507,228	35,506,937	291	99.9
2.	監 査 諸 費	68,000	65,333	2,667	96.0
3.	諸 費	2,896,700	2,896,489	211	99.9
(3)	消 防 費	10,734,400	10,733,292	1,108	99.9
1.	消 防 署 費	3,818,200	3,818,017	183	99.9
2.	消 防 団 費	6,916,200	6,915,275	925	99.9
(9)	財 産 費	1,604,628	1,572,212	32,416	97.9
1.	財 産 管 理 費	1,494,628	1,489,483	5,145	99.6
2.	積 立 金	110,000	82,729	27,271	75.2
(11)	選 挙 費	1,346,600	946,324	400,276	70.2
1.	選挙管理委員会費	90,600	89,866	734	99.1
2.	公明選挙啓発費	65,000	64,300	700	99.0
3.	県議会議員選挙費	340,400	203,488	136,912	59.7

4. 農 業 委 員 会 委 員 選 挙 費	282,800	52,180	230,620	18.4
5. 衆議院議員選挙費	567,800	536,490	31,310	94.4
(12) 公 債 費	22,778,736	22,718,652	84	99.9
1. 元 利 償 還 費	19,908,600	19,908,516	84	99.9
2. 利 子	2,810,136	2,810,136	0	100.0
(13) 諸 支 出 金	(6,725,824)	(6,719,583)	(6,241)	99.9
3 地 方 振 興 費	1,831,929	1,831,929	0	100.0
4. 繰 出 金	500,000	500,000	0	100.0
5. 賠償及償還金	1,868,895	1,868,895	0	100.0
6. 諸 費	2,525,000	2,518,759	6,241	99.7
(14) 予 備 費	449,700	—	1,605	—

未執行額について

1. 財 産 費

維持管理費を一部特別会計に振替えたのと積立金については鉄道債等の利子減額による。

2. 選 挙 費

農業委員会委員選挙が無競争となつたため投票、開票に関する経費が不用。

以上は未執行額に対する主な理由である。

5. 事務事業の執行状況 (S38年度)

1) 庶務関係

特に述べる事なし。

2) 人事関係

ア 職員の健康診断 38.9.31 実施

イ 職員研修 男子初級職員 38.7 女子初級職員 38.9

技術職員 38.10 県主催による研健会に派遣

ウ 共済組合前歴調査、退職手当組合職員履歴書の調製、その他地方公務員の実態調査

エ 朝日町一般職員等の給与に関する規則について検討中(郡内3町同一步調のもの)

3) 選挙関係

ア 選挙執行

◎ 富山県議会議員の選挙 38.4.17

◎ 朝日町農業委員会委員の選挙(無競争) 38.7.15

◎ 衆議院議員総選挙 38.11.21

イ 選挙人名簿の調製

基本選挙人名簿及び補助選挙人名簿の調製及び海区漁業調整委員会委員選挙人名簿、農業委員会委員選挙人名簿の調製。

ウ 公明選挙常時啓発

第1回話し合い指導者講習会 38.9.16

第2回 “ ” 38.10.28

公明選挙推進協議会 39.3.28

4) 広報、町内会、街灯、防犯(交通安全)関係

ア 町内会長大会、国民年金委員会大会と兼ねて1回開催

イ 街灯(防犯灯含む)増設予定箇所の調査 38.10 実施
監査現在期日における街灯(防犯灯含む)

総数 424灯

38年度中における増灯数 34灯

ウ 交通安全運動の実施毎月10日、20日30日の3日間は交通安全協会の協力を得て交通指導を行う。

町営プールの使用状況

六月二十八日プール開きから、九月十四日プール納めまで七十九日間、始めての町営プールの運営にもかかわらず、責任感の充実した三人の監視員の熱心な職務の遂行と、プールの利用者を始め、泊小中高並に町民の理解ある協力のおかげで、期間中何んの事故もなく、清潔で規律正しいプール管理運営ができた、大きな成果をあげることができた。

ただ七十九日間の開設中、プールの掃除のため二十一日間も使用できない日があり、多くのプール使用者から、一日も早く浄化水溜施設を完備し、この立派なプールを全期間フルに利用し町民体位と水泳水準の向上についてより一そうの成果をあげるよう強い要望があり、その他日覆の新設、シャワー施設の改善等、なお幾多の施設改善が要求されている。

町営プール使用状況	
開設期間	六月二十八日より九月十四日まで
開設日数	七十九日
掃除日数	二十一日 (掃除回数九回 (開設前後二回))
休日	一日 (盆休八月十六日)
使用日数	五十七日
使用期間中の天候状況	晴 (三十九日) 雨 (十二日) 曇 (四日) 晴曇 (二日)
月別入場人員	月別入場人員
六月	九四一人
七月	九八一一人
八月	八、四九九人
九月	四六三人
計	一九、六二二人
月別入場人員	月別入場人員
六月	九四一人
七月	九八一一人
八月	八、四九九人
九月	四六三人
計	一九、六二二人

男女別入場者数
男 三、七九人
女 六、九三人
計 一〇、七二八人
使用者区分
大人 一、四八八人
児童 八、八三八人
学生生徒 八、八八人
学校教科使用者数
学生、生徒、児童、総数 四、六八八人
昭和元年使用者総数 二、三六八人

高い水準の小学校児童水泳記録

去る八月九日朝日町体育協会主催で町営プールで行なわれた町民水泳大会の朝日町小学校児童水泳記録が、富山県水泳協会より次のとおり通知があった。

昭和三十九年度富山県児童水泳記録朝日町成績 (富山県五十傑)
(注) 県水泳協会が認められる記録は公認プー記録のみ。

50m 平泳	
順位	時間
1	50~2
2	55~7
3	55~9
4	55~9
5	55~9
6	55~9
7	55~9
8	55~9
9	55~9
10	55~9
11	55~9
12	55~9
13	55~9
14	55~9
15	55~9
16	55~9
17	55~9
18	55~9
19	55~9
20	55~9
21	55~9
22	55~9
23	55~9
24	55~9
25	55~9
26	55~9
27	55~9
28	55~9
29	55~9
30	55~9
31	55~9
32	55~9
33	55~9
34	55~9
35	55~9
36	55~9
37	55~9
38	55~9
39	55~9
40	55~9
41	55~9
42	55~9
43	55~9
44	55~9
45	55~9
46	55~9
47	55~9
48	55~9
49	55~9
50	55~9
51	55~9
52	55~9
53	55~9
54	55~9
55	55~9
56	55~9
57	55~9
58	55~9
59	55~9
60	55~9
61	55~9
62	55~9
63	55~9
64	55~9
65	55~9
66	55~9
67	55~9
68	55~9
69	55~9
70	55~9
71	55~9
72	55~9
73	55~9
74	55~9
75	55~9
76	55~9
77	55~9
78	55~9
79	55~9
80	55~9
81	55~9
82	55~9
83	55~9
84	55~9
85	55~9
86	55~9
87	55~9
88	55~9
89	55~9
90	55~9
91	55~9
92	55~9
93	55~9
94	55~9
95	55~9
96	55~9
97	55~9
98	55~9
99	55~9
100	55~9

50m 自由形	
順位	時間
1	43~2
2	45~5
3	47~4
4	47~7
5	49~2
6	49~8
7	53~0
8	53~0
9	54~0
10	54~0
11	56~2
12	56~2
13	1~01~2
14	1~01~2
15	1~01~2
16	1~01~2
17	1~01~2
18	1~01~2
19	1~01~2
20	1~01~2
21	1~01~2
22	1~01~2
23	1~01~2
24	1~01~2
25	1~01~2
26	1~01~2
27	1~01~2
28	1~01~2
29	1~01~2
30	1~01~2
31	1~01~2
32	1~01~2
33	1~01~2
34	1~01~2
35	1~01~2
36	1~01~2
37	1~01~2
38	1~01~2
39	1~01~2
40	1~01~2
41	1~01~2
42	1~01~2
43	1~01~2
44	1~01~2
45	1~01~2
46	1~01~2
47	1~01~2
48	1~01~2
49	1~01~2
50	1~01~2
51	1~01~2
52	1~01~2
53	1~01~2
54	1~01~2
55	1~01~2
56	1~01~2
57	1~01~2
58	1~01~2
59	1~01~2
60	1~01~2
61	1~01~2
62	1~01~2
63	1~01~2
64	1~01~2
65	1~01~2
66	1~01~2
67	1~01~2
68	1~01~2
69	1~01~2
70	1~01~2
71	1~01~2
72	1~01~2
73	1~01~2
74	1~01~2
75	1~01~2
76	1~01~2
77	1~01~2
78	1~01~2
79	1~01~2
80	1~01~2
81	1~01~2
82	1~01~2
83	1~01~2
84	1~01~2
85	1~01~2
86	1~01~2
87	1~01~2
88	1~01~2
89	1~01~2
90	1~01~2
91	1~01~2
92	1~01~2
93	1~01~2
94	1~01~2
95	1~01~2
96	1~01~2
97	1~01~2
98	1~01~2
99	1~01~2
100	1~01~2

200m リレー	
順位	時間
1	3~09~5
2	3~38~5
3	4~20~2
4	4~30~4
5	4~43~9
6	4~43~9
7	4~43~9
8	4~43~9
9	4~43~9
10	4~43~9
11	4~43~9
12	4~43~9
13	4~43~9
14	4~43~9
15	4~43~9
16	4~43~9
17	4~43~9
18	4~43~9
19	4~43~9
20	4~43~9
21	4~43~9
22	4~43~9
23	4~43~9
24	4~43~9
25	4~43~9
26	4~43~9
27	4~43~9
28	4~43~9
29	4~43~9
30	4~43~9
31	4~43~9
32	4~43~9
33	4~43~9
34	4~43~9
35	4~43~9
36	4~43~9
37	4~43~9
38	4~43~9
39	4~43~9
40	4~43~9
41	4~43~9
42	4~43~9
43	4~43~9
44	4~43~9
45	4~43~9
46	4~43~9
47	4~43~9
48	4~43~9
49	4~43~9
50	4~43~9
51	4~43~9
52	4~43~9
53	4~43~9
54	4~43~9
55	4~43~9
56	4~43~9
57	4~43~9
58	4~43~9
59	4~43~9
60	4~43~9
61	4~43~9
62	4~43~9
63	4~43~9
64	4~43~9
65	4~43~9
66	4~43~9
67	4~43~9
68	4~43~9
69	4~43~9
70	4~43~9
71	4~43~9
72	4~43~9
73	4~43~9
74	4~43~9
75	4~43~9
76	4~43~9
77	4~43~9
78	4~43~9
79	4~43~9
80	4~43~9
81	4~43~9
82	4~43~9
83	4~43~9
84	4~43~9
85	4~43~9
86	4~43~9
87	4~43~9
88	4~43~9
89	4~43~9
90	4~43~9
91	4~43~9
92	4~43~9
93	4~43~9
94	4~43~9
95	4~43~9
96	4~43~9
97	4~43~9
98	4~43~9
99	4~43~9
100	4~43~9

国民年金保険の納付は取入れの秋に!!
国民年金被保険者の皆さん保険料を納められましたか?
十月は国民年金保険料の検認月です。保険料をまだ納めておられない方は、今月中に役場、または農(漁)協の窓口で納めてください。
若いときから、わずかな心掛けによって、老後を楽しく過すようにしましょう。(民生課)

50m 自由形	
順位	時間
1	43~2
2	45~5
3	47~4
4	47~7
5	49~2
6	49~8
7	53~0
8	53~0
9	54~0
10	54~0
11	56~2
12	56~2
13	1~01~2
14	1~01~2
15	1~01~2
16	1~01~2
17	1~01~2
18	1~01~2
19	1~01~2
20	1~01~2
21	1~01~2
22	1~01~2
23	1~01~2
24	1~01~2
25	1~01~2
26	1~01~2
27	1~01~2
28	1~01~2
29	1~01~2
30	1~01~2
31	1~01~2
32	1~01~2
33	1~01~2
34	1~01~2
35	1~01~2
36	1~01~2
37	1~01~2
38	1~01~2
39	1~01~2
40	1~01~2
41	1~01~2
42	1~01~2
43	1~01~2
44	1~01~2
45	1~01~2
46	1~01~2
47	1~01~2
48	1~01~2
49	1~01~2
50	1~01~2
51	1~01~2
52	1~01~2
53	1~01~2
54	1~01~2
55	1~01~2
56	1~01~2
57	1~01~2
58	1~01~2
59	1~01~2
60	1~01~2
61	1~01~2
62	1~01~2
63	1~01~2
64	1~01~2
65	1~01~2
66	1~01~2
67	1~01~2
68	1~01~2
69	1~01~2
70	1~01~2
71	1~01~2
72	1~01~2
73	1~01~2
74	1~01~2
75	1~01~2
76	1~01~2
77	1~01~2
78	1~01~2
79	1~01~2
80	1~01~2
81	1~01~2
82	1~01~2
83	1~01~2
84	1~01~2
85	1~01~2
86	1~01~2
87	1~01~2
88	1~01~2
89	1~01~2
90	1~01~2
91	1~01~2
92	1~01~2
93	1~01~2
94	1~01~2
95	1~01~2
96	1~01~2
97	1~01~2
98	1~01~2
99	1~01~2
100	1~01~2

すぐ届けよう
福祉年金の請求もれ
昭和三十四年十一月一日に国民年金法が施行されたから本年度で満五年になります。この福祉年金も受ける権利がついてから五年以内に請求しないと永久に年金が受けられなくなります。例えば国民年金発給当時の昭和三十四年十一月一日に福祉年金に該当する者が、本年の十月三十一日までに請求しなかった場合は、今後年金法が改正になって支給でき

出るか天然ガス?
わが町に夢を与えた境地先海上の天然ガスの調査は炎天下の七月二十九日から九月二日まで、県費によって、帝國石油K区(本社東京)高橋重工業班長等四名で、夏休み中の元氣な高校生男女十余人を測量助手に、従前調査もれとなっていた魚津以東市振までの平野部について重力探査法により地層状態を調べ、天然ガスの分布を探査しました。結果は十一月中旬判明するが、有望であれば試掘にかか

町営住宅入居者募集
この程町営住宅桜町団地が一戸空いたので、入居希望の方は申し込みください。
申込場所 朝日町役場民生課
申込期間 十月十六日まで
抽せん期日 十月十九日午後二時



新米列車は行く

例年のことながら、富山県のトツブを切つて今年も新米第一号列車が昨年より六日早い九月四日に泊駅を発車した。

この日大庄地区で収穫されたホウネン、越路早生四百七十四畝が午前八時、大庄農協倉庫からトラツク五台で積み出され、国鉄泊駅ホームで、野本富山食糧事務所長、久保同所検査部長、南部同所魚津支所長、柳原同所朝日出張所長など検査関係者のほか、億田日通富山支店公用課長、地元の清水大庄農協協長、朝日町役場職員等多数が見守る中で、十数人の作業員によつて午前十一時から貨車に積み込まれた。

同貨車は午後二時五十分、一分国鉄泊駅普通貨物列車に編入、うち一車輛(二百三十七カマス)は五日午後七時三十分、大

阪梅田駅に、残りの一車輛は六日午前八時四十分兵庫県の伊丹駅にそれぞれ届けられた。

同農協からの県下のトツブを切つて新米の初出荷されるのは昭和三十年以来七回目、香り高い越中米の初名乗りを続けている。

(産業課)

写真

(上) 泊駅へ向かう新米自動車
(下) 貨車に積みこまれる新米
第一陣



農事教室

△農業経営の合理化を図ろう

本町農業経営は水稲単作の方が大部分であるので、今年の秋の天候不順には大変な苦労があったことでしょう。そのうえ胴割米の発生、穂発芽のため等で特に乾燥調整については種々苦心されながら問題点が多かつた年です。

農業の収入増加の点を考えると、共同経営体制が今後の農業経営の合理化の要点です。隣の入善町の構造改善の一環として、飯野農業協同組合の経営によるライスセンターで乾燥調整を行ない、胴割米による米質の低下はやはり少く、乾燥調整並びに技術について心配もなく、大変一般農家から喜ばれています。朝日町も本年度から構造改善事業費も実施されますので、これから機会に農業経営の協業化につ

いてその方法や実施作業について研究して行くべきです。本年は桜町、長野では苗代の協同化でかなりの良い成績を挙げておられます。全国では愛知県の協同耕作は灌排水に不便を感じ、これが対策として取り入れられ見事水管理が大変楽しくなったのみか、一般作業も相当に楽しくなったことは農家の皆さんが新聞等でご承知のとおりです。朝日町農家として協同耕作こそ農業経営の合理化に役立つ方策であると考えられます。各生産組合ごとか部落ごとと相談されるようにできないでしょうか。

△朝日町蔬菜を自給生産しよう

農業収入の増加と食生活の改善の点からみて、秋蔬菜の栽培をしてください。経営の一環として取り入れられても結構です。それは朝日町青果物の市場ができたから面白いと考えられます。秋の今後定植栽培されるものとして玉葱があります。自家用でしたら苗を購入されて植付けされてもよい作物です。食生活の改善してください。

から肉食が取り入れられていることですから玉葱の必要性が出てきます。玉葱の適地は北風の当たらない春先の暖いところで砂質壤土がよいと備していただきます。石灰を坪当たり四匁、肥料は坪当たり四匁、約二週間位後定植してください。石灰のない方は灰でも結構です。収量は坪当たり二十五匁位まではありますが、植付面積を定めてください。苗の良否が収量と大なる関係がありますから、注意して購入してください。良苗とは一本の重さ三、六匁前後で、長さが三〇匁、太さが三匁位の苗にして考えてよいでしょう。あまり太いと春になつて抽台しますから面白くありません。苗の準備、坪当たり百匁を準備してください。肥料は坪当り堆肥六キロ、鶏ふん〇、五キロ、過燐酸石灰〇、一キロ、木灰〇、二キロを土とよく混合してから植付してください。

△イチゴの植付け

春五月の果実としてイチゴの栽培も面白いと考えられます。一戸に三坪位あれば結構収穫が楽しめます。苗は坪三十株位が標準です。植付けの場所は日当りの良いところならどこでもよいです。平らな畑ではうね巾一、一米で、列の間を三十五匁ずつとり、三列植が良いようです。間は二十五cmから三十cmです。品種は幸むが一般ですがタナオがあれば大きな実になります。植付けの時期は九月中旬が適期です。一日も早く植付けしてください。肥料は玉葱の場合と同じ位です。手入れは植付後十日位で硫安坪当り二十匁を水十リットルに溶かし追肥し、苗の比例に少し土を寄せる(芽に土をかけないように注意)。数ワ

新刊案内

朝日町立中央図書館

- 暮しの手帖 76号
- 現代残酷物語
- 今日の男
- かげろう忍法帖
- 野の墓標
- 陸行水行
- どろろ銭
- 新人伝記 7
- 三代回顧録
- 日本の家紋
- 女の愛情
- 黒頭日異聞
- 少年朝日年鑑 40年
- 花野
- 太平洋への道
- 女の雨季
- 汚れた夜
- 夜を探がせ
- 黒部の山賊
- わが愛と命の記録
- 戦国一切経 上下
- 連舞
- 世界科学事典
- 銅銀
- 虹の十字架
- 忍法
- ある美人の一生
- きよしの歴史
- 沙羅の門
- 南アフリカ
- 南郷次郎の逆襲
- 胸より胸に
- 流口
- 炎は流れる 3
- 天保図録
- 大橋鎮子編
- 黒岩重吾
- 剣持津津夫
- 柴田錬三郎
- 山田風太郎
- 水上勉
- 松本清張
- 角田喜久雄
- 朝日新聞社
- 松村謙三
- 進士慶幹
- 林美美子
- 中山義秀
- 朝日新聞社
- 瀬戸内晴美
- 北日本新聞社
- 北条誠
- 石原慎太郎
- 石原慎太郎
- 伊藤正一
- 石坂洋次郎
- 村上元三
- 有吉佐和子
- 理論社
- 藤森栄一
- 黒岩重吾
- 足立巻一
- 獅子文六
- 中野日
- 日本ニュース
- 水上勉
- 大山勇外
- 島田一男
- 高見順
- 山本周五郎
- 大宅荘一
- 松本清張



梅沢ちゑさん

昭和39年

朝日町長寿番付

かぞえ年 85才以上



藤田むささん

東

蒙御免

西

梅沢ちゑ	車田ふじ	舟川の	中島榮次郎	善田りよ	山崎市次郎	江崎ふじ	竹内つよ	大谷つよ	扇谷きよ	根村ちり	上村ちり	大村ちり	広川ちり	佃井ちり	金井ちり	居波シカ
九八	九五	九四	九二	九一	九一	九〇	九〇	九〇	九〇	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八八
泊山崎	泊山崎	泊山崎	泊山崎	泊山崎	泊山崎	泊山崎	泊山崎	泊山崎	泊山崎	泊山崎	泊山崎	泊山崎	泊山崎	泊山崎	泊山崎	泊山崎

湯口吉次郎	草原もと	佐渡つよ	大島きよ	沢田寅次郎	谷理之助	牧野之助	大原はる	河村すけ	藤田つと	波田つと	松田つと	口岩市次郎
八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八
山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎

金田米次郎	谷内辰次郎	河内辰次郎	長崎れい	大久保よき	沢田孝岡	水島辰次郎	本田ふで	国枝ちよ	堀内仁三郎	水島つる	戸坂よき
八六	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五
大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄

取 本村松
朝日町長
小坂満
役 池原啓三
朝日町老人クラブ
朝日町民生課

昭和39年5月調
朝日町民生課

としよりの日
朝日町老人クラブ連合会

藤田むさ	勝原のれ	水島森	七島平	大島ちよ	上田ちよ	西田ちよ	岡島ちよ	佐渡ふじ	川島ふじ	鍛冶ふじ	田中ふじ	大平ふじ	岡井ふじ	竹谷ふじ	沢崎ふじ
九五	九三	九三	九二	九一	九一	九〇	九〇	八九	八九	八九	八八	八八	八八	八八	八八
大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄

折谷さよ	花房のよ	大井久次郎	大沢たけ	小林ふじ	小沢ふじ	浜田ふじ	重田ふじ	水島ふじ	水島ふじ	坂東ふじ	水島ふじ	大島ふじ	根田ふじ	寺田ふじ	加藤ふじ
八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八
山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎

水島ふじ	能本ふじ	坂本ふじ	能本ふじ	谷井ふじ	藤井ふじ	水島ふじ	水島ふじ	竹谷ふじ	上田ふじ
八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五
大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄	大家庄

消防署だより

△一定数量以上の危険物は、設置を許可され、基準どおりに設備された場所以外で貯蔵したり、放置したり取扱つたりすると消防法に違反し重く罰せられます。

(1) 届出しなければ貯蔵、取扱ひのできない危険物の量の例

(イ) 燈油などの場合 一〇〇立以上 五〇〇立未満

(ロ) ガソリンの場合 二〇立以上、一〇〇立未満

(2) 許可を受けなければ貯蔵、取扱ひのできない量(指定数量)の例

(イ) 燈油などの場合 一五〇〇立以上 (ロ) ガソリンの場合 一〇〇〇立以上

指定数量以上の危険物取扱ひには免許を持った人、または持った人が立ちあわなければ取扱ひしてはいけません。

かりに燈油ドラム缶(二〇〇立入り)一本を無届けで置いてあれば火災予防条例違反となります。

許可なくガソリンをドラム缶(二〇〇立入り)一本置いてあれば消防法違反となります。

△危険物取扱主任者試験

1. 試験の種類 甲種 乙種

2. 試験の日時 十一月十五日 午前十時

3. 試験場所 魚津西部中学校

4. 願書の締切 十月十五日

願書は消防署にあります。その他不明の点は消防署へ問い合わせください。

編集兼発行 朝日町役場
印刷所 高田印刷
送料 六六円
定価 六六円